

認定NPOとは？

どうして認定NPOは必要なの？
社会背景と制度を読み解こう！

2013年7月に、ぱれっとは「認定NPO法人」となりました。
「認定NPO法人って何？」、「これからどういう方向に向かっていくのか？」について、一緒に確認してみましょう！

1. 認定NPO法人の意味を再確認！

行政にも企業にも属さず、自由な発想で、様々な社会の問題や課題に自発的に取り組む市民団体「NPO」。平成10年に特定非営利活動促進法(NPO法)が制定され、多くの市民団体が法人格「NPO法人」をもって活動できるようになりました。その数は平成25年9月末現在で48000団体を超え、多様化するニーズに応える形で、私たちの豊かな暮らしを支える重要な役割を担っています。ここで、NPOを取り巻く制度について考えてみたいと思います。

現在のNPO法人制度は、公益性の判断を形式的なものにし、法律に定める要件を満たしていれば設立を認める「認証」という制度を採っています。これに対して、認定NPO法人制度は、税制上の優遇措置を与えるので、NPO法人よりもよりいっそう高い公益性が求められます。

では、公益性が高いかどうかをどのように判断すればよいのでしょうか。

NPO法は、民間による自立的で多様な価値観に基づく公益的な活動を育てていこうという意図がありますので、多様な価値観を持った団体を認めていくものです。そこで、公益性が高いかどうかを「広く一般から支持を受けているかどうか」「活動や組織運営が適正に行なわれているかどうか」「より多くの情報を公開しているかどうか」といった市民性、組織の透明性、中

立性、情報開示の観点から判断することになっています。公益性が高いことを、広く市民が支えていることと考え、そのような法人に税制上の優遇を与えようと考えているのです。

認定NPO法人になるということは、単に税制の優遇、寄付集めのためではなく、組織として信頼できるということ、将来にわたって社会に資する活動を続けていくということの証明でもあるのです。

2. 認定を後押しする転機となるか？

「改正NPO法」

認定NPO法人になるためには、一定の要件を満たすことが必要です。中でも、パブリック・サポート・テスト(以下「PST」と言われる厳しい要件を満たすことは容易ではありません。また、申請にかかる手続きの煩雑さ、申請から認定まで半年以上の時間を要するなどが重なり、認定を受けるNPO法人は、全体の約0.5%という現実があります。中間支援団体を中心に、認定要件の緩和に対する運動が継続して行なわれてきました。その都度内容の一部に修正は加えられるものの、団体数の増加につながる決め手にはなりませんでした。

大きな転機が訪れたのは、2011年6月にスタートした「新寄付税制」の改定と、2012年4月「改正NPO法」の施行です。

①「窓口の一元化」

これまで、「NPO法人」の認証は内閣府ま

たは地方自治体が行ない、「認定NPO法人」の認定は国税庁が行なってきました。所轄庁が異なり分かりにくかったのですが、「改正NPO法」では、国税庁が認定していた旧制度が廃止され、窓口が身近な地方自治体(都道府県の知事又は指定都市の長:「所轄庁」)に一元化されました。

②新基準の導入と認定基準の緩和

認定を満たす一定の要件には、具体的に8つの基準があります。中でも1つ目の要件となっている「PST」基準「総収入のうち5分の1以上を寄付が占めていること」は、自分たちで事業を行ない、がんばって活動資金を得ている事業型のNPOは、どうしても事業収入の割合が高くなってしまいうため、認定されにくいという問題点がありました。ここに、緩和策として新たな基準が2つ追加されました。一つは「3000円以上の寄付を、年平均100人以上から集める」というもの。もう一つは「所轄庁の条例で個別の指定を受けていること」。もともとの基準と合わせて、3つの基準のいずれかに適合すれば要件を満たすことになりました。

さらに活動を始めてからそれほど時間

が経っておらず、寄付がまだ集まっていないNPO法人に対しては、3年間の仮認定期間の間だけ認定NPO法人とほぼ同様の優遇が受けられる「仮認定制度」が適用されることになりました。

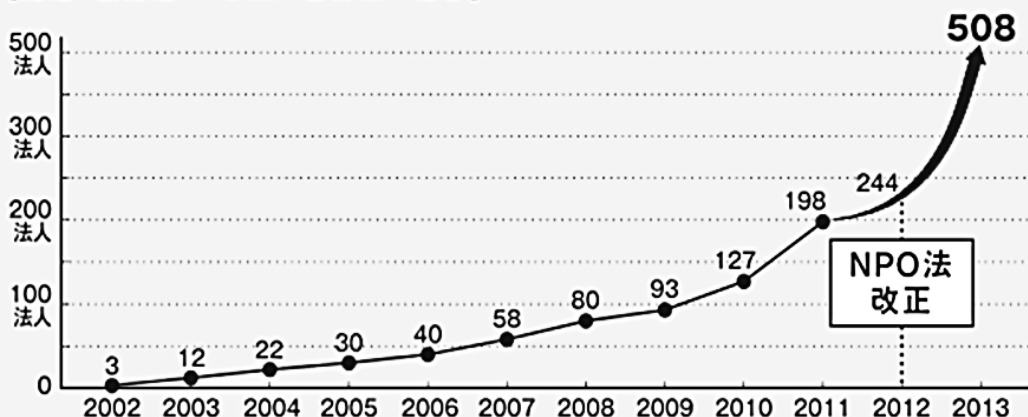
③税制優遇

もうひとつの大きな変更は、認定NPO法人が受けられる税制上の優遇です。これまででは寄付した分だけ所得が安くなる「所得控除」のみでしたが、新ルールでは税金そのものを値引きできる「税額控除」のどちらかを選択ができるようになりました。これは、最大限活用することで、寄付した側が寄付金額の50%にあたる金額を税金から引くこともできるという画期的な制度です。

これらの改正により、2012年4月に244法人だった認定NPO法人(仮認定含む)は、2013年9月には508法人となりました。

また、税の制度改革は、必要性を訴えても重石のごとく簡単には動きませんでした。しかし東日本大震災で多くの国民が起こした寄付行為や、現地での様々なNPO団体の活躍が、現行の制度をも動かす力につながったことは言うまでもありません。

【認定・仮認定NPO法人合計数の推移】(法人数は各年の4月1日現在、2013年は9月6日現在の数値)



※出典：NPO法人シーズ 市民活動を支える制度を作る会

3. 今後の日本社会はどう変わる?

今後新しい制度や施策ができる時に、認定NPO法人であるかどうかということが基準になる可能性があります。

例えば、すでに米国で制度化されているブランドギビングという、特定寄付信託の税制優遇制度について、日本でも運用するかどうかが議論されています。

この制度は、まず、個人がお金を信託の形で信託銀行に預けます。この時に、個人は信託銀行が指定する学校や医療機関、福祉施設など公益法人や認定NPO法人から寄付したい団体を選び、毎年一定割合ずつ金銭を寄付します。寄付を受けた団体は信託銀行を通じて活動実績を報告し、これをみて個人は寄付先を変えることもできます。老後の生活に不安を抱く人のため、信託した元本の30%を上限に、個人年金のような形で毎年一定割合ずつ受け取る選択肢もあります。

このような制度が運用されるときに問題になるのは、まず寄付を受ける団体の公益性です。素晴らしい活動をしているということだけではなく、団体の運営が健全で、信頼性がなければなりません。そうすると、認定NPO法人を取得しているかどうか、判断基準として役割を果たす可能性が大きいのではないのでしょうか。

4. ぱれっとの認定取得に向けた思い

「認定NPO法人」という言葉を初めて耳にしたのは平成13年の冬。その年から認定制度が設立され、団体数はまだ3つしかありませんでした。存在自体をあまり知られていない中で、税制優遇を勝ち取った当時の団体の担当者が、大変熱く語ってくれたことを昨日のこのように思い出します。その後、認定に関する勉

強会や、規制緩和を求めたNPOと議員の対話集会への参加をしながら、認定を取ることの重要性と、ぱれっとのような多くの支援者に支えられている組織こそ「認定を取らなくては、いや、取れなければおかしい」という使命感に変わっていきました。

「こんなに寄付金が集まっている団体が認定をクリアできないのは制度的に問題ありますね」と言ったのは、当時認定をする側であった国税局の調査員。ぱれっとに見学を兼ねて市場調査に来られた時のコメントです。当時は、「PST」がギリギリでクリアできず悔しい思いをし、規制緩和と聞くたびに、申請への意欲と落胆を繰り返していました。

今回の申請に至る1年前、認定条件をそろえて国税庁に伺った時期があります。PST条件もクリアし、今年こそはと思っていたところ、ある条件に引っかかりました。申請期間にあたる一時期、理事の人数が減り「株式会社ぱれっと(レストラン)」の関係役員の数が1/3を超えていました。レストラン事業は、ぱれっとの理念から生まれた事業でしたが、組織体が違えば制度上は別組織となり、特例は認められません。1年後に再チャレンジと断念しましたが、もしあの時に申請が通っていたら、東日本大震災の寄付者のみなさんに少しでも還元できたのにと、思い出すたびに悔やまれます。

様々な思いを経て、ぱれっとに認定が下りました。ぱれっとを応援し続けてくださる皆さんの気持ちに、税制控除という形で、ようやく少しお返しができる気がしています。

えびす・ぱれっとホーム施設長 菅原睦子
たまり場ぱれっと職員 吉本紀子